

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間①について、夫婦一緒に国民年金保険料を納付しており、夫が納付済みとされているのに、私が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②について、銀行に口座振替を依頼し、夫名義の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当時の口座振替依頼書控を所持しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は2回あるが合わせて9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き制度発足の昭和36年4月から国民年金加入期間中、未納期間が無い。

また、申立人は昭和48年1月に、保険料の納付漏れが無いよう銀行に口座振替の依頼を行うなど、保険料納付意識が高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立期間前後は納付済みであるとともに、一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間が納付済みであり、納付意識の高い申立人が自分の保険料を納付せず、夫の保険料のみ納付したとするのは不自然である。

3 申立期間②について、申立人は、保険料の未納が無いよう努めていたとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和45年1月から同年3月までの保険料を47年4月に過年度納付していることが確認できることか

ら、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立期間前後は納付済みであり、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間は銀行に口座振替を依頼し、私名義の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当時の口座振替依頼書控を所持しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き制度発足の昭和36年4月から国民年金加入期間中、保険料の未納が無い。

また、申立人は、昭和48年1月に保険料の納付漏れがないように銀行に保険料の口座振替の依頼を行うなど、保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、保険料の未納が無いよう努めていたとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和45年1月から同年3月までの保険料を47年4月に過年度納付していることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立期間前後は納付済みであり、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は、申立期間当時、育児の最中で当時の記憶は確かではありませんが、夫は昭和44年6月に会社を退職後、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付手続すべてを行ったと思います。夫も保険料の納付場所、金額や領収書などの記憶も定かでないのですが、夫は保険料を完納しているのに私の納付記録が欠落しているのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料の未納は無く、国民年金の種別変更手続も適切に行っているとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする夫は、国民年金加入期間の保険料を完納するなど、夫婦の国民年金の納付意識が高かったものと認められる。

また、夫は、社会保険庁から郵送された納付書により自分の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和45年4月から47年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の保険料は夫婦同一日に特例納付されていることが確認できることから、夫の供述に信^{ひょう}憑性が認められる。

さらに、夫は申立期間を含む昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料を特例納付しており、納付意識が高かった夫が、申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月及び42年3月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月
② 昭和42年3月から43年2月まで
③ 平成3年2月から9年12月まで

私は申立期間①及び②当時、借家住まいをしながら商売をしていた。当時国民年金保険料は納めていなかったが、市役所から特例納付制度があると聞き、銀行からお金を引き出し、市役所で未納保険料をすべて納めた。当時の市役所職員はこれで未納はありませんと言っていた。

申立期間③については、60歳になったとき、市役所の担当課から国民年金の再加入勧奨の電話があり、電話で加入できると聞いた。国民年金保険料は、毎月月末に町内の集金人に現金で町内会費や商店会費、国民健康保険料と一緒に納めた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録においては国民年金保険料が未納となっているが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には昭和36年4月から37年9月までの保険料を納付したことを示す検認印が確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことは明らかである。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録により、申立人に対し、昭和46年6月30日に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、36年4月から37年5月までの期間及び43年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料が50年12月26日に特例納付されていることが確認でき、この時点では、

申立期間の保険料を特例納付により納付することが可能である。

また、上記の別の国民年金手帳記号番号は平成3年11月20日に重複取消しされるとともに、昭和36年4月から37年2月までの期間及び43年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料が平成4年4月3日に還付されるなど行政側の記録管理に不備が見受けられる。

- 3 申立期間③について、申立人は、市役所からの電話による加入勧奨を受け、電話で再加入手続を行ったとしているところ、申立人が申立期間において、国民年金に任意加入するためには、制度上、60歳到達後あらためて市役所窓口で加入手続を行うことが必要である上、市役所は「60歳到達以降の任意加入手続には、過去の資格期間等の確認が必要であるので、電話で加入手続を完了させることはなかった。」と回答しており、申立内容は不自然である。

また、申立人が国民年金保険料を納めてきたとする町内集金人は「国民健康保険料は集金していたが、国民年金保険料は集金していなかった。」と証言しており、町内組織を通じて保険料を納めていたとする申立内容と一致していない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月及び42年3月から43年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

昭和35年ころより、夫婦で食肉販売業を営み、国民年金には、36年の制度発足当初より加入した。申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、私が定期的に集金に来た町内会の班長に自治会費、国民健康保険料と一緒に支払っていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間に未納が無く、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、集金に来た町内会の班長に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、申立期間当時、申立人が居住している地域には、納付組織が存在していたことが確認でき、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであるとともに、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、納付意識の高い申立人が申立期間のみ未納にしていたとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

昭和35年ころより、夫婦で食肉販売業を営み、国民年金には、36年の制度発足当初より加入した。申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、妻が定期的に集金に来た町内会の班長に自治会費、国民健康保険料と一緒に支払っていたので、未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間に未納が無く、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、妻が集金に来た町内会の班長に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、申立人が居住している地域には、申立期間当時、納付組織が存在していたことが確認でき、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済であるとともに、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、納付意識の高い申立人が申立期間のみ未納にしていたとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月6日から同年10月1日まで

申立期間はA社に勤務していたのは間違いなく、昭和20年4月5日から平成2年10月22日まで勤務したが、退職していない。

1か月未加入となっていることが納得できないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び同僚の証言により、申立人がA社B営業所に継続（昭和20年9月5日C支店からB営業所へ異動）して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は、申立どおりの届出を行い、保険料を納付したものと考えているが、社会保険事務所の記録において、申立人と同様、昭和20年9月6日に同社C支店で被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B営業所以外の同社関連の適用事業所で資格を取得している者が複数みられることから、社会保険事務所がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難い。したがって、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和20年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私の妻が、昭和50年5月9日に当時のA市役所B分館に婚姻届を提出し、妻の年金手帳の氏名住所変更手続を行った際、保険年金課の窓口の職員に、私が国民年金に未加入であるので加入するようと言われた。妻は、私の20歳からの未納分の国民年金保険料をまとめて納めると希望したが、3年分しか納めることができないと言われた。保険年金課の窓口で納付書を書いてもらい庁舎内の金融機関窓口で保険料を納付した。支払いの時は妻の母も同行していた。保険料については月額1,000円くらいであったと妻は記憶している。

その際、昭和50年度分の納付書は後日自宅に郵送すると言われ、51年になり、まとめて自宅近くの銀行で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月9日の国民年金加入手続の際、市の職員から3年分しか納めることができず、20歳からの2年9か月分は納めることができないと言われたと申し立てているが、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月ころに払い出されており、その時点では、申立期間のうち、47年4月から48年3月までの保険料は時効により納付できないとともに、48年4月から同年12月までの保険料は、過年度納付によっても納付できない。

また、申立人の妻が申立人の国民年金加入手続を行ったとする昭和50年5月は第2回の特例納付期間であり、A市からは、当時、国民年金未加入者に対しては、加入勧奨を行っていたとの回答があることを考慮すると、市の職員から3年分しか納付できないと言われたとする申立内容は不合理である。

加えて、当時のA市の納付記録により、申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は51年1月から同年4月までの間に納付されていることが確認できるものの、申立人の妻は50年5月ころ納付したとする申立人の保険料納付総額をよく覚えていないと証言しているとともに、申立人の妻が申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時、住込みで洋服店に勤務しており、勤務先が自分の国民年金加入手続を行ってくれ、給与から保険料を控除して納付してくれたはずなので未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた会社が申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料も納付していたとしているが、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付について関与しておらず、申立期間当時勤務していた会社にも当時の資料等はないため、具体的状況は不明である。

また、申立人は申立期間当時に勤務していた会社の同僚などを記憶しておらず、事業主も既に他界していることから、申立期間において、事業主により給与から国民年金保険料が控除されていたとの証言も得られない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月1日資格取得として同年7月に払い出されており、申立期間は未加入期間とされていることから納付書が発行されず、保険料を納付することができなかったものと推認できるとともに、申立人は、後日まとめて保険料を納付した記憶が無いとしている。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間は結婚前で、父が加入手続と納付を行ってくれたはずである。納付方法や納めた金額もわからないが、父は当時同居の親族である母、兄及び私の保険料と一緒に納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親も既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄も、申立期間は保険料が未納である上、兄から聴取しても父親が申立人の保険料を納付していた記憶は無いとするなど、申立内容には信憑性がうかがえない。

さらに、父親が申立期間において、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から52年9月まで

厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金の加入をためらっていたが、老後のために昭和55年に市役所で加入手続を行った。昭和43年8月からの保険料の未納分として約20万円を市役所の窓口でまとめて支払ったので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年に国民年金に加入後、申立期間を含む43年8月から55年1月までの未納分の国民年金保険料として、約20万円を市役所の国民年金課窓口で支払ったとしているが、申立人が支払ったとする金額は実際の保険料額と大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、現年度納付できない昭和52年10月から54年3月までの保険料が納付されていることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であったものと推認できる。

さらに、市役所からは、当時窓口では、特例納付保険料の収納事務を行っていないとの回答があり、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その他、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から9年12月まで

私は60歳になったとき、市役所の担当課から国民年金の再加入勧奨の電話があり、電話で加入できると聞いた。国民年金保険料は、毎月月末に町内の集金人に現金で町内会費や商店会費、国民健康保険料と一緒に納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、市役所から電話による加入勧奨を受け、電話で再加入手続を行ったとしているところ、申立人が申立期間において、国民年金に任意加入するためには、制度上、60歳到達後改めて市役所窓口で加入手続を行うことが必要である上、市役所は、「60歳到達以降の任意加入手続には過去の資格期間等の確認が必要であるので、電話で加入手続を完了させることはなかった。」と回答しており、申立内容は不自然である。

また、申立人が国民年金保険料を納めたとする町内の集金人は、「国民健康保険料は集金していたが、国民年金保険料は集金していなかった。」と証言しており、町内組織を通じて保険料を納めていたとする申立内容と一致していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年4月1日まで

平成7年7月に厚生年金の受給申請を行ったところ、A株式会社は昭和32年に厚生年金保険に加入したので、それ以前の記録は無いと言われた。しかし、昭和25年4月1日から27年3月31日まで同社に勤務し、先代社長から「これは加入しているのが良い。」と言われ、厚生年金保険被保険者証（横約4.5cm・縦約6cm、縦長で文字は紺色、下欄に発行事務所の約1.5cmの角印が捺印されており、2段書きになっていて、名刺よりも横幅があった。）を手渡された。このように厚生年金保険被保険者証を所持していたのだから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の現在の事業主（申立期間当時の専務）の証言により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が健康保険及び厚生年金保険に加入したのは昭和32年3月1日であり、申立期間は同社が厚生年金保険適用事業所ではなかった期間である。事実、申立人は、申立期間における同社の常勤職員は3人から4人だったとしており、申立人の主張を前提とすると、申立期間において同社は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件（常時5人以上の従業員を使用する事業所）を満たしておらず、申立期間は厚生年金保険に加入する法的義務の無い期間であったものと推認できる。

また、昭和32年3月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、1人は「自分が昭和28年ころに入社した当時、同社は社会保険に加入していなかった。」と証言している上、もう1人は「自分が昭和27

年ころに入社した後、何年か経ってから同社が健康保険・厚生年金保険に加入し、その時に健康保険証と厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事業主及び経理担当者が既に死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない上、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等をもらったことがないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 19 日から同年 8 月 19 日まで

申立期間①について、夫は昭和 30 年 3 月に高等学校卒業後、同期生と一緒に A 社に入社し、3 年間勤務した。厚生年金保険の加入が 1 か月とは納得できない。

申立期間②について、夫は B 社に昭和 32 年 8 月 1 日に入社し、退社する 43 年 3 月 31 日まで、1 か月欠落があるのは納得がいかない。夫もなぜ抜けているのかと言っていた。

以上 2 つの申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と一緒に入社した高校の同級生の証言から、申立人が A 社に勤務したことは確認できるが、同級生の一人は申立人と一緒に 6 月ころ退職して共に帰郷したと証言している。

また、当該事業所は当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは確認できるが、申立期間当時、当該事業所は夏の電力不足のために操業の一部を停止しており、申立人は勤務していなかったとの証言もある。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において、申立人と同様に

資格喪失し、再取得している者が多数確認できる上、その同僚は申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことを認識していたとしている。

さらに、当該事業所は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人の妻は、いずれの申立期間においても申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを聞いておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

A社における厚生年金保険加入期間が昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 4 月 1 日であると回答を受けたが、納得できない。

私が同社を退職したのは昭和 43 年 4 月 1 日であるが、入社したのは 41 年 9 月 1 日であることに間違いない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間から継続して勤務していたことは確認できない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所の当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができず、このほか申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。